

可茂衛生施設利用組合職員定数条例の一部を改正する条例

可茂衛生施設利用組合職員定数条例（昭和56年可茂衛生施設利用組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の規定に基づき、一般職の職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、<u>52人</u>とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第138条第6項、第172条第3項及び第200条第6項</u>の規定に基づき、一般職の職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、<u>可茂衛生施設利用組合の管理者、議会及び監査委員の事務部局に常時勤務する地方公務員で、一般職に属するものをいう。</u></p> <p>(職員の定数)</p> <p>第3条 職員の定数は、<u>30人</u>とする。</p> <p><u>2 前条に規定する各事務部局への職員の配分については、管理者が各任命権者と協議して定める。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。